

宇治市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)に関し、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号。以下「法」という。)第34条の8第2項から第4項までの規定による届出等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項における用語の意義は、法に定めるところによる。

(事業の開始の届出)

第3条 本市の市域において事業を行う者(以下「事業者」という。)は、法第34条の8第2項の規定により、あらかじめ、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。)第36条の32の2各号に掲げる事項その他の必要な事項について、放課後児童健全育成事業開始届(第1号様式)を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出には、次の各号に掲げる書類(図面を含む。以下同じ。)を添付しなければならない。

(1) 定款その他の基本約款

(2) 運営規程

(3) 職員の氏名及び経歴、職務の内容等(第4号様式)

(4) 事業者の役員名簿

(5) 建物その他設備の図面(平面図等を添付)

(6) 収支予算書及び事業計画書(ただし、市長がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。)

(7) その他市長が必要があると認める書類

(事業の変更等の届出)

第4条 事業の開始の届出をした者は、当該届出の内容に変更が生じたときは、法第34条の8第3項の規定により、変更の日から1月以内に、放課後児童健全育成事業変更届(第2号様式)を市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開するときに準用する。

3 前2項の届出には、前条第2項に定める書類(変更のあった事項に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(事業の廃止及び休止の届出)

第5条 事業の開始の届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項の規定により、あらかじめ、放課後児童健全育成事業廃止(休止)届(第3号様式)を市長に届け出なければならない。

(基準の遵守及び事故等の報告)

第6条 事業者(運営を行う者を含む。以下同じ。)は、法第34条の8の2第3項の規定により、宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月16日宇治市条例第28号。以下「条例」という。)を遵守しなければならない。

2 事業者は、その管理下において、事故等が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書(第5号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(市長の調査、事業停止命令等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、法第34条の8の3第1項の規定により、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、事業が条例に定める基準に適合しないと認めるときは、法第34条の8の3第3項の規定により、事業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができ

る。

3 市長は、必要があると認めるときは、法第34条の8の3第4項の規定により、事業者に対し、事業の制限又は停止を命ずることができる。

4 前3項に規定する業務を行う職員は、法規則第13号の3様式に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(適用除外)

第8条 この要項は、法第34条の8の規定により、国、京都府及び本市が実施する事業には適用しない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項については、別に市長が定める。

附 則

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第7条第1項の規定により、改正後の法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている事業者については、第3条の規定による届出について、「あらかじめ」とあるのは、「整備法の施行の日から起算して3月以内に」とする。

第1号様式（第3条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

宇治市長 宛て

事業者

住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の氏名）

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定により届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名 （放課後児童支援員： 名、補助員： 名、その他： 名）
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
所在地の小校区	小校区
建物その他の設備の規模及び構造	専用区画： m ² [定員1人あたり： m ²] その他： m ² 合計： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階 戸建 集合住宅の一室 店舗用物件 保育園・幼稚園の一部
定員及び支援の単位	定員： 人 / 支援の単位数：
事業開始の予定年月日	

添付書類	<p>定款その他の基本約款 運営規程 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） 職務の内容（上記の名簿等に記載） 事業者の役員名簿 建物その他設備の図面（平面図等を添付） 収支予算書及び事業計画書（ただし、市長がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）</p>
------	---

第2号様式（第4条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

宇治市長 宛て

事業者

住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
所在地の小学校区		小学校区
変 更 す る 事 項 (該当する事項 の番号に)	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の名称	8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 11 定員及び支援の単位 12 事業開始の予定年月日 13 その他
変 更 内 容 (「変更する事項」欄 において をした番 号に応じて記載)	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付してください。

第3号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

宇治市長 宛て

事業者

住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の氏名）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
所在地の小学校区	小学校区
経営者の氏名及び住所	
事業の廃止又は休止の年月日	
休止予定期間 （該当する場合のみ）	
廃止又は休止の理由 （具体的に）	
現に便宜を受けている児童に対する措置 （具体的に）	

放課後児童健全育成事業 事故報告書

宇治市長 宛て

年 月 日 / 第 報

施設所在自治体名	京都府宇治市			施設の名称					
施設の所在地				事業開始の年月日					
事業者名				経営者名					
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計		
放課後児童支援員等	名			うち補助員		名			
うち放課後児童支援員	名								
クラブの実施場所	<input type="checkbox"/> 学校の余裕教室・ <input type="checkbox"/> 学校敷地内専用施設・ <input type="checkbox"/> 児童館・ <input type="checkbox"/> その他（ ）								
建物その他の設備の規模及び構造	専用区画： その他：		m ² m ²	[1人当たり： 造		m ² 階	合計： 階建の		m ² 階
事故対応マニュアルの状況	有・無			事故予防に関する研修の直近の実施日		年 月 日			
事故発生日時	年 月 日			時 分頃					
児童の年齢・性別	小学 年生・ 歳 児			利用開始年月日		年 月 日			
病状・死因等（既往症）	既往症：			病院名					
発生時の体制	児童 名			放課後児童支援員等		名（うち放課後児童支援員 名）			
発生場所									
発見時の児童の様子									
発生状況	時間	内 容							
		（当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。なお、第1報においては、可能な範囲で記入。）							
当該事故に特徴的な事項									
発生後の対応（報道発表を行う（行った）場合にはその予定（実績）を含む。）									

- ※1 第1報は網掛け部分について報告してください。
- ※2 第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則として1箇月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- ※3 発生状況欄は適宜広げて記載してください。
- ※4 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ※5 発生時の状況図（写真等を含む。）を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。